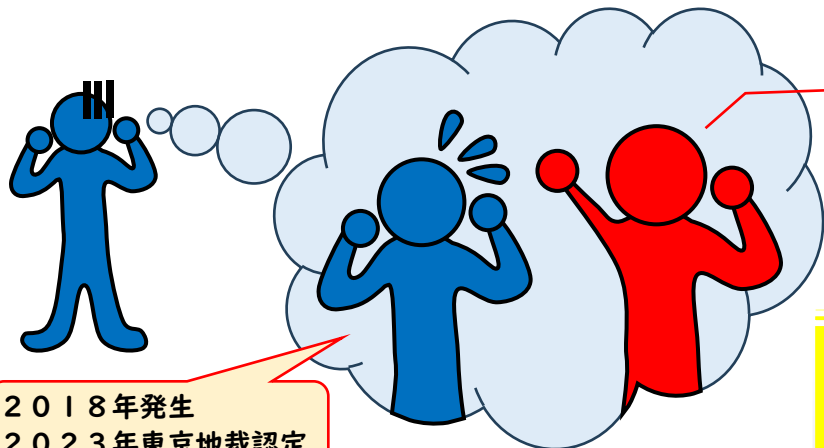




### 12月20日提出 大崎運輸区にてパワーハラスメント被害を受けた組合員の 東地申第19号 訓練センター受講における適切な配慮を求める緊急申し入れ

\*本申し入れには個人名が記載されているため、このTOKYO MAIL NEWSでは一部を伏せています。

大崎運輸区分会に所属する組合員に対して、総合訓練センター受講が指定されています。



2018年発生  
2023年東京地裁認定

総合訓練センターにおける乗務員訓練は、乗務員に求められる知識、技能の維持向上を目的に定期的に行われています。

当該組合員もその必要性は十分に理解しており、受講の意思があります。

しかし、適切な配慮がされないために訓練受講の機会を幾度も逸していることは看過できません！

自身が受けた  
パワーハラの加害者が、  
訓練センターの所長に！

2024年7月に訓練が指定！

研修中に所長と顔を合わせることが無いように適切な配慮を求めるも、何も配慮されず、結果として精神的不安から訓練を受講できず！

再び2024年10月に指定！

会社は何も対応せず、年休を取得せざるを得ないことに！

そして2025年1月に  
またもや訓練が指定！！

労働施策総合推進法第三十条の二では、職場におけるパワーハラ防止のため、企業に対し雇用管理上必要な措置を講じることを義務付けています。ガイドラインが示す具体的な「雇用管理上必要な措置」の内容として、パワーハラ被害を受けた労働者への迅速かつ最適なケアや再発防止が挙げられています。

当該組合員から相談を受けた大崎運輸区分会が会社に配慮を要請したところ…

- 本人からの相談はない
- 裁判所からは何も指示がない
- 所長が直接訓練をするわけではない



**会社は頑なに措置を講じず！**

**適切な配慮をせずに訓練受講のみを一方向的に進めることは労働安全衛生法第三条第1項に定められている安全配慮義務違反である！**

申し入れ内容

1. 改正労働施策総合推進法第三十条の二に基づき、被害を受けた当該組合員へのケアと再発防止の措置についての考えを明らかにすること
2. 当該組合員が1月14日から1月15日の総合訓練センターにおける定期訓練を滞りなく受講できるよう、適切な配慮を行うこと
3. この申し入れに対する団体交渉については2025年1月10日（金）までに開催すること

安全安定輸送を担う組合員が安心して訓練に臨むことができるよう、会社は直ちに適切な配慮をすべきだ！